

○東京藝術大学キャンパスグランドデザイン推進室規則

〔平成30年1月18日
制 定〕

改正 令和2年12月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学キャンパス・マネジメント委員会規則（以下「委員会規則」という。）第7条に基づき、キャンパスグランドデザイン推進室（以下、「推進室」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務・施設担当）
- (2) 美術学部教授会構成員で建築科及びデザイン科に所属する者のうち、美術学部長が推薦する者 各1人
- (3) 音楽学部教授会構成員のうち、音楽学部長が推薦する者 1人
- (4) 大学院映像研究科教授会構成員のうち、大学院映像研究科長が推薦する者 1人
- (5) 大学院国際芸術創造研究科教授会構成員のうち、大学院国際芸術創造研究科長が推薦する者 1人
- (6) 特任教員 1人（ただし、委員会規則第7条第2項に基づき設置する各プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）に応じて複数人とすることができる）
- (7) その他室長が必要と認める者

(室長)

第3条 推進室に室長及び室長代理を置き、室長は第2条第1項第1号に規定するもの、室長代理は室長が指名する者をもって充てる。

2 室長に事故あるとき又は欠員のときは、室長代理が室長の職務を代理し又はその職務を行う。

(任期)

第4条 第2条第1項第4号から第8号に規定する室員の任期は、1年とし、再任を妨げず、当該所属長からの申し出がない限り、任期は自動的に更新されるものとする。

2 室員に欠員が生じた場合の補欠室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 推進室の庶務は、施設課において処理する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。